

自動車税・軽自動車税の減免の対象となる障害者の範囲

障 害 区 分			自動車税・軽自動車税（環境性能割）		（参考）軽自動車税（種別割）（例 ※２）	
			本人が運転する場合	生計を一にする者又は障害者を常時介護する者が運転する場合	本人が運転する場合	生計を一にする者又は障害者を常時介護する者が運転する場合
身 体 障 害 者	視 覚 障 害		1 級 ～ 5 級		1 級～3 級までの各級及び4 級の 1	
	聴 覚 障 害		2 級 及 び 3 級			
	平 衡 機 能 障 害		3 級 及 び 5 級		3 級	
	音声・言語機能障害		3 級		3 級 (咽頭摘出)	該 当 な し
	肢 体 不 自 由	上 肢	1 級 及 び 2 級		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	
		下 肢	1 級～6 級	1 級 ～ 3 級	1 級～6 級	1 級、2 級又は 3 級の 1
		体 幹	1 級～3 級 及び 5 級	1 級 ～ 3 級	1 級～3 級 及び 5 級	1 級 ～ 3 級
		乳幼児期以前の 非進行性 脳病変による 運動機能障害	上肢	1 級 及 び 2 級		1 級 及 び 2 級 (1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動		1 級～6 級	1 級～3 級	1 級～6 級	1 級・2 級又は 3 級のうち 両下肢に障害のあるもの
	心臓機能障害		1 級 及 び 3 級			
	腎臓機能障害		1 級 及 び 3 級			
	呼吸器機能障害		1 級 及 び 3 級			
	ぼうこう又は 直腸の機能障害		1 級 及 び 3 級			
	小腸の機能障害		1 級 及 び 3 級			
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害		1 級 ～ 3 級			
	肝臓機能障害		1 級 ～ 3 級			
知 的 障 害 者			療育手帳Aの方又はBのうち小学校未就学の方		療 育 手 帳 A	
精 神 障 害 者			手帳の等級が 1 級の方		手帳の等級が 1 級で自立支援医療受給者証の交付を受けている方	

（※１）上記は、令和 6 年 10 月 1 日現在

（※２）各市町村によって範囲が異なるので、代表例を示したもの